

「キャリア教育」に関する動向

- 1 高等学校、特別支援学校高等部学習指導要領総則への位置付け
- 2 NISEキャリア教育に関する問い合わせ等
→都道府県及び政令指定都市教育委員会、特別支援学校等からの講師依頼等
→「キャリア発達段階・内容表(試案)」の転載許可依頼
「図説キャリア教育」仙崎武編、雇用問題研究会。 ※近日発行予定
- 3 雑誌における連載
→東洋館出版社「特別支援教育研究」障害のある子どもへのキャリア教育他
- 4 全知長による取組
→全知長研究協議会「キャリア教育」に関するシンポジウム 他
- 5 各地でのキャリア教育研究の取組及び研究会の発足
→東京都教育委員会、石川県立小松養護学校(文部科学省研究協力校)、愛媛大学教育学部附属特別支援学校、京都市キャリア教育研究会他

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月)
第一章総則 第2節教育課程の編成
第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

(3)学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月)
第一章総則 第2節教育課程の編成
第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(6)生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援学校学習指導要領解説
第3編 小学部・中学部学習指導要領解説
第2部 小学部・中学部学習指導要領総則等の解説
第1章 教育課程の編成及び実施
第6節 教育課程実施上の配慮事項 (第1章第2節第4の2(5))

5 生徒指導及び進路指導の充実(第1章第2節第4の2(5))

(2)進路指導の充実
(略) 中学部における進路指導については、進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。また、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。(略)